

神道史研究 第七十二卷 第一號 抜刷
令和六年五月一日発行

所功 著

『天皇の歴史と法制を見直す』

佐野真人

所功著

『天皇の歴史と法制を見直す』

佐野真人

本書は、これまで平安時代の朝儀やその根拠となる儀式書の研究とともに、皇室の歴史と制度について研究してきた所功氏が、今後も皇室の永続を願って、「皇室とは何か」をわかりやすく解説するとともに、皇室の危機的な状況をどのように乗り越えるのかを、読者一人ひとりに問いかけている。まずは、本書の内容を概観するため、書評の慣例に倣って目次を示してみたい。なお、通常は章名のみを掲出するが、本書は細かな節に細分化され、一般読者にわかりやすさを提供しているため、ここでも節までを掲出しておきたい。

目次

はじめに——天皇・皇室への関心
序 「天皇」「皇室」とは何か
前篇 歴代天皇の継承と宮廷文化
第一章 記紀「神話」の建国物語

- 1 「天照大御神」は太陽のような母神
 - 2 「天孫降臨」は神武東征前史の反映
 - 3 「大国主神の国譲」は両王権の和合
- 第二章 ヤマト朝廷の「マツリゴト」
コラム a 津田博士の「万世一系」論
- 1 「神武天皇」と「崇神天皇」の治績
 - 2 「倭姫命」と「倭建命」の貢献
 - 3 「倭の五王」の外交
- 第三章 飛鳥・奈良時代の「女帝」
1 推古女帝の登場と聖德太子の摂政
- 2 皇極ニ斉明と孝謙ニ称徳の重祚
コラム b 「勅封」の正倉院「御物」
- 3 持統女帝と元明・元正両帝の役割
- 4 新羅の三女王と唐の一女帝との比較

第四章 平安から幕末までの天皇
1 成年天皇による「親政」
- 2 外戚家による「摂政・関白」
コラム c 『源氏物語』成立の背景
- 3 上皇「治天の君」の院政
- 4 鎌倉・南北朝・室町時代の天皇
- 5 安土桃山時代と江戸時代の天皇
コラム d 桂離宮と修学院離宮

第五章 明治以降の天皇・皇后と皇族

- 1 明治の天皇・皇后と世襲宮家
 - 2 大正天皇・皇后と降嫁皇女
 - 3 昭和天皇・香淳皇后と三直宮家
コラム e 「倫理」御用掛の杉浦重剛
 - 4 平成の天皇・皇后と弟宮
 - 5 令和の天皇・皇后と皇嗣家
- 第六章 近現代の主要な宮廷文化
- 1 皇居の御所・宮殿と宮中三殿
コラム f 左近の桜と右近の橘
 - 2 踐祚式・即位礼と調度・装束
 - 3 大嘗祭と悠紀・主基の神饌など
コラム g 令和大嘗祭「悠紀国」「主基国」の風俗屏風歌
 - 4 恒例の歌会始・講書始と園遊会
 - 5 宮中の稲作・養蚕と皇族の研鑽
コラム h 「皇居勤勞奉仕」の発端

後篇 近現代の法制度に見る天皇

- 第七章 明治の『皇室典範』と皇室令制
- 1 『大日本帝国憲法』の立憲君主制
 - 2 『皇室典範』の「皇位継承」原則
 - 3 皇族の永世化と男子・女子の増減
コラム i 「華族会館」と「菊栄親睦会」
 - 4 具体的な「皇室令制」の整備
 - 5 皇室経費と「世伝・普通御料」

- 第八章 戦後の憲法と新『皇室典範』
- 1 「日本国の象徴」の元首的な国事行為
コラム j 「国民の祝日」とナショナル・デー
 - 2 「国民統合の象徴」としての公的行為
コラム k 天皇陛下との面会用語
 - 3 『皇室祭祀令』に準拠する祭祀行為
 - 4 自然と祖先の神々を祀る大祭・小祭
コラム l 六月大祓お供えの「真桑瓜まぐら」
 - 5 『皇室経済法』の制定と運用
- 第九章 皇室関連法の整備と典範改正論
- 1 「宮内庁」と「皇宮警察」の役割
 - 2 『国事行為の臨時代行法』の制定
 - 3 「元号法」と「平成」「令和」の改元
コラム m 新元号「令和」の典故
 - 4 『国旗・国歌法』と『学習指導要領』
コラム n 「菊花紋」とパスポート
 - 5 平成十七年と二十四年の典範改正論
- 第十章 『皇室典範特例法』と「付帯決議」
- 1 「象徴としてのお務め」の「お言葉」
 - 2 「退位」に必要な「皇室典範特例法」
 - 3 「退位の礼」実施と「大喪」簡略化
 - 4 「付帯決議」検討の有識者会議報告
 - 5 「皇統の皇族」による皇位の永続

むすび——立憲君主制の長所
あとがき——「天地長久」の願ひ

附録

- I 歴代天皇の略系図
- II 歴代天皇の略年譜
- III 図表一覽
- IV 人名索引
- V 皇室関係の拙著一覽

本書では各節がコンパクトかつ明瞭な文章でまとめられており、はじめて読む一般の読者にも非常にわかりやすい内容となっているが、その背景には、著者のこれまでの研究の成果に裏付けされた学術的要素があるからこそ、ここまで簡潔明瞭に書くことができるといえよう。それでは本書の具体的な内容を見ていきたい。

序では、本書を読む前提としての「天皇」「皇室」という用語の来歴と意味を解説し、皇室の危機的状況(皇嗣殿下より若い皇位継承資格を有するのは悠仁親王殿下お一方、各宮家も断絶の可能性が大きい)を克服する重要な手がかりは、千三百余年來の在り方と、百二十余年來の近代的な在り方を振り返ることによって、本質的に受け継ぐべきことと、現実的に改め補うべきことを考えてみることでであると説く。

序に続いて本書は前篇・後篇の二部構成となっており、前篇は、

して、ともに「ハツクニシラスメラミコト」と訓んでいるが、神武天皇は建国の基礎を大和の地域に築かれた創業の功労王、崇神天皇はその勢力を大和から四方の全域へ広げた殊勲王と考えて差し支えないとして、日本古代の建国過程にも、いくつかの発展段階(画期)があつたのは当然であると指摘する。「倭姫命」と「倭建命」の功績は、ヤマト王権の皇族(皇女・皇子)であり、天皇の命を受けた皇族が自ら東奔西走していることに大きな意味があり、そのような実績が皇室・王権への信頼を醸造したと考え、「倭の五王」の外交は、神功皇后から雄略天皇(倭の五王)まで外交關係を中心に述べ、応神天皇朝に漢字・漢文がもたらされ、皇族だけでなく朝廷の文武官なども漢字・漢文に習熟すると、儒教的な倫理観も広まり、そのような素地のあるところに仏教が伝えられたとする。

第三章では、飛鳥・奈良時代に関して言えば、十七代のうち八代が女帝であり、女帝は例外でも単なる中継ぎでもなく、飛鳥・奈良時代の政治・文化も、女帝を除いては成り立たないと前提を示したうえで、推古天皇・皇極(斉明)天皇・持統天皇・元明天皇・元正天皇・孝謙(称徳)天皇の、八代六方について解説を加えるとともに、新羅の三女王および唐の一皇帝(則天武后)と対比して、我が国の飛鳥・奈良時代における八代六方の在り方とは著しく異なっていたことを確認し、日本では「女帝」を各々に評価して、勅撰の正史にも男帝と同様に「天皇」として詳述されていることが特徴である指摘する。

歴代の天皇が皇位を継承されてきた実情と、その間に形成された「宮廷文化」の実像を概観し、後篇は、その天皇・皇室を近現代法の中に規定してきた「皇室制度」の実態を概観する。

第一章は、記紀神話における日本建国の物語に考察を加え、天照大御神は、弥生時代の産業(稲作・養蚕)を主導するリーダーとしてイメージされ、それが生命力豊かな女神「母神」としているところに日本的な特徴が見られること、天照大御神は皇祖神として信じ仰がれる格別な「皇大神」であることが重要な意味を持ち、「皇孫」が天上から地上へ降臨したという垂直移動の神話は、天照御大神を「皇祖」と信じ仰ぐ勢力(天孫族)がある地域(九州)から別の地域(大和)へ水平移動した史実を反映したものと考える。さらに出雲の国譲神話については、田中卓氏の「古代出雲放」における、「出雲族の本拠を畿内―特に中心を大和―と考へ、その出雲族の畿内より出雲地方への移住を推定しようとした」新説の要点整理と紹介をしようとして、「国譲神話」は、出雲勢力は徹底抗戦を避けることとし、天孫勢力も大社造宮という国譲りの条件を守ったもので、歴史上の大和王権と出雲王権の相互理解によって画期的な和合が成立したことを意味すると考える。

第二章は、まず「神武天皇」と「崇神天皇」の治績について、古代国家の成立史は学界の通説的な見解よりも、田中卓氏の研究成果が十分な説得力を持っており、田中氏の結論に著者の私見を入れて纏め直した十項目を示している。また、『日本書紀』では、神武天皇を「始馭天下之天皇」、崇神天皇を「御肇国天皇」と記

第四章では、平安時代から江戸時代までの天皇について、天皇親政期、治天の君による院政期、鎌倉・南北朝・室町・安土桃山・江戸の各時代にごとに、その特色を端的に述べる。

第五章では、明治・大正・昭和・平成・令和の皇室についての概要を述べて、あと三十年ほど続くであろう令和の御代が安定的に続くようにするためにも、皇女の愛子内親王が皇族として身近に居られ、父君と母上を支えながら公務を担われることが望ましく、女性皇族は、現行の皇室典範の下では一般男性と結婚したら皇室を出るほかになく、次の次の皇位を担う悠仁親王を公的に支えることができなくなり、秋篠宮家、三笠宮家、高円宮家を含めて、速やかな対応策を必要とすると、今日の皇室が直面する課題について危機感を持って訴える。

第六章は、日本の宮廷文化が海外の王朝に多い豪勢なものとは少なく、いわゆる「雅(みやび)」なものが多いところに特徴があり、古代からの中華風の要素も、近代からの西洋風の要素も含まれ、それらが日本的に融合・変容していることも特徴である述べ、さらに近現代の宮廷文化の特徴は、日本的な清らかさ・美しさの感じられる上品なものが多く、それが可能となっているのは、これを担う皇室の方々が各々に資質を高め品位を磨くことに努めておられるからであり、皇室では「学問第一」の伝統が脈々と受け継がれ、それが「宮廷文化」の中核となっている指摘する。

後篇では、憲法と皇室典範などに定められた天皇(皇室)の在り方と、その今日的な問題点について詳述する。

第七章では、「五箇条の御誓文」から『大日本帝国憲法』の制定と『皇室典範』(旧典範)の成立過程、その後の『皇室令』の整備、戦前の皇室経済について解説する。特に、『大日本帝国憲法』の制定に向けての動向の中で、「国憲按」第一次案では「嫡長」「尊系」の男子を優先しながら「女王」の入嗣(皇位継承)も認め、その夫が帝国の政治に関与することを禁じていたこと、第二次案では皇位継承者の男系男子限定と側室庶子公認がセットにして打ち出され、第三次案では「やむをえざる」ときは女統入りて嗣ぐ」ことも「庶出の子」も共に容認したが、岩倉具視らの強い反対より、「国憲按」は不採用とされたこと、明治十八年(一八八五)ころの宮内省制度取調局(伊東巳代治・金子堅太郎ら)により起草された『皇室典範』の草案は、皇位の継承は「男系」を原則とするが、男系(男女)が絶えたら「女系」(皇族女子、その子孫男女も)継承を認めるという案が示された(伊藤博文や井上毅らの反対により不採用)こと、「女帝」を認める場合でも、その夫として「皇胤」で「臣籍」にあるものでも「皇統(現在の天皇の意か)に近き者を迎ふ」という条件が付けられていることなど、明治初年の段階で「男系の男子」による皇位継承が不変の原理ではなかったことを明らかにした。そして、「女帝」を認める場合には、臣下でも「皇胤」に連なるものを皇配にすることなどが(女帝の子は女系天皇となるが、実は男系も維持されている)、今後の参考になるかもしれないと述べる。

第八章では、『日本国憲法』と『皇室典範』(新典範)に基づいて棚上げして「皇族数の減少」対策だけに議論を絞り、「報告」に皇族数確保の具体的方策を提示したにすぎないと問題を指摘し、政府の有識者会議ですら、本命の「皇位継承」の議論を避けようとしているようにみえ、それは継承資格を現行『皇室典範』が「皇統に属する男系の男子」に限定しているため、将来「女系」に拡大することにつながる」ならば、収拾がつかなくなるためと考えたからかと推測する一方で、皇位継承を論ずる際に、ことさら「男系」「女系」を持ち出し、「男系」のみを絶対視するのは、本質的に適切ではないと指摘し、日本の皇室には古来「氏も姓もない」ことが他国の王室と類例のない特徴であり、「男系」も「女系」も含む「皇統に属する皇族」であることこそが最も重視すべき要件である説く。そして、男系(父系)・女系(母系)の区別は、中国伝来の姓氏觀念に基づくものであって、皇位の継承者は、「皇統に属する皇族」であることが必須条件ではあるが、実際的には女性皇族よりも男性皇族のほうが相応しいとみなされてきたから、これは絶対的な原理ではなく、相対的な原則であるといつてよいと述べる。これは、第七章で紹介した「国憲按」第一次案の議論に通ずる考え方である。

著者の結論は、歴史と現実を直視することにより、今後の皇位継承は、男系の男子に限定をせず、男系女子にも母系男女にも公認が良いが、男系皇族がおられたら優先的に受け継ぎうるようにする案を提示してきたと述懐し、当代には、これで『皇室典範』を改正しておけば、皇位は当面維持できると思われるが、おおよそ

た戦後の皇室制度を中心に解説を行い、天皇の活動には「日本国の象徴」としての国事行為(憲法に十項目を規定)、「日本国民統合の象徴」としての公的行為(活動の大半を占める)、昭和二十二年五月二日限りで廃止された「皇室祭祀令」に基づいて「従前の例に準じて」(昭和二十二年五月二日付宮内省文書課長名による「依命通牒」)行われる祭祀行為について詳細に述べる。

第九章では、宮内庁と皇宮警察、「国事行為の臨時代りに関する法律」、「元号法」、「国旗及び国歌に関する法律」、「皇室典範」改正論について解説する。特に平成十七年と同二十四年の「皇室典範」改正論議の概要を端的に整理する。また、令和改元にもない新元号が一ヶ月前(平成三十一年四月一日)に発表され、その「政令」に御名・御璽を加える国事行為は、当時の天皇陛下(現在の上皇陛下)が行い、一ヶ月後に踐祚する皇太子殿下(現在の天皇陛下)が直ちに報告を受けたと伝えられたが、この点は次回に備えて再検討を要し、現在の天皇陛下も「高齢讓位」をした場合に、政府が早めに新元号を選び予定案として一ヶ月ほど前に発表するとしても、その「政令」に新天皇の踐祚当日に御名・御璽を加えて正式に公布して施行することも一案であると修正点を提起する。

第十章では、『皇室典範特例法』の成立過程や、その「付帯決議」検討の有識者会議報告を中心に解説を加える。「附帯決議」は、何より「安定的な皇位継承を確保する」ことこそ「重要な課題」として、政府に検討を求めたが、政府の有識者会議では、それを

三十年先に代替わりがあるころまでに、状況の変化をふまえて再修正を加えながら、皇位の永続をはかつてほしいと締めくくる。

以上、かなりの紙幅を要したが、本書の内容を要約してみた。これまで著者の研究人生をかけて蓄積された汎汎な研究に基づいており、その内容は学術的に裏付けられたものである。著者が皇室研究を始める契機となったのが、名古屋大学在学中、昭和三十五年(一九六〇)の『中央公論』十二月号に掲載された、フィクシオンでありながらも暴力革命の結果として皇室を肅正するセンセーショナルな内容であった深沢七郎氏の短編小説『風流夢譚』に接したことによるという(本書「はじめに」より)。昭和三十五年といえは安保闘争が最高潮を迎え、昭和四十年代以降には坂下門乱入事件(第一次・昭和四十六年、第二次・昭和五十年)、ひめゆりの塔事件(昭和五十年)、虹作戦(昭和四十九年)などの皇室を狙ったテロ事件が実際に起こってしまった。これらによって著者が持ち続けた皇室に対する危機感も、今日の我々が想像するよりも、はるかに大きなものであろう。

今日の現状を鑑みれば、暴力革命によって皇室を打倒する動きは見られないが、それにも増して、次世代の皇位継承有資格者が悠仁親王殿下お一人であられることは、悠仁親王殿下のお子様か男子でなければ皇室が断絶する危機というところである。しかも、万が一にも(絶対にあつてはならないことであるが)皇室が断絶してしまったとしたら、それは『皇室典範』という戦後に制定された一法律(旧典範は憲法と同格とみられていた)と、危機的な

状況を放置し続けた政府および国会は不作為の誹りを免れないであろう。皇室の永続を願ひ、この危機感を人々に切実に訴えることが、本書の目的であると評者は理解した。

立憲君主制の長所は、継続性・公平性・道徳性であると述べるが(本書「むすび」)、立憲君主制の弱点として、市村真一氏の「正統性が連続(継続)を要する以上、いったん断絶すれば、これを取り戻すことは至難となる」、また「王室に対して要求されている資質(権威の中心であり、栄誉の中心であり、宗教性の担い手である)こと」が、あまりにも厳しいことである。……もし君主が、暗愚であり放埒であるならば、君主としての権威をつなぐことができない」との説を引き、著者もこれに賛同し本書がこのような「啓発」と「融和」に役立つことを願うと締めくくっているが、まさにその通りである。

危機を回避するには、常日頃から備えるしかない。「現在は悠仁親王殿下がおられるから大丈夫」と、多くの人々が思っているに違いない。しかし、男子の誕生がなければ平成十七年と同じ状況が必ずやってくる(皇族数の減少から状況は当時より悪くなっているかもしれない)。国家の基盤を男子誕生という天運のみで、その存亡を左右することとなる状況に、評者自身も非常なまでの恐怖を懐いている。

日本が日本である意義は、これまで皇統が途絶えることなく続いたことである。政治的・国際的な課題が多い中であって、本書は日本国が直面する国家存立のための重要課題(安定的な皇位継

承)について目を背けることなく直視し、今日の社会に提起しているのである。本書が少しでも多くの人々の手に届き、かつてのように国論を二分することなく、「相互の信頼と敬愛」によって、皇室の永続のために、この危機的状況を打開する妙案を形成できるように願う次第である。

なお、末尾ながら、著者の意に反する誤読や評者の理解不足の記述もあるかもしれない、著者の寛恕をお願いしたい。

註

(1) 田中卓「古代出雲攷」、『藝林』第五卷第一・二・三号、昭和二十九年、後に一部修訂して『田中卓著作集二 日本国家成立と諸氏族』(国書刊行会、昭和六十一年)に収録

(2) 田中卓『日本国家の成立』(国書刊行会、昭和六十一年)など。

(3) 市村真一「君主制の擁護」、『皇室典範を改正しなければ、宮家が無くなる』、藤原書店、平成二十四年、初出は昭和五十六年)

(四六版 四三一頁 三六〇〇円+税
藤原書店 令和五年六月刊)

(さ)の まさと・皇學館大学准教授)